本号で公布された法令のあらまし

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第一九〇号）（総務省）

1　大臣官房及び大臣官房総務課の所掌事務に国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二八年法律第九号）の規定による対象政党事務所等の指定に関することを追加することとした。（第三条及び第二二条関係）

2　この政令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇警察庁組織令の一部を改正する政令（政令第一九一号）（警察庁）

1　警備局警備企画課の所掌事務を変更することとした。（第三七条関係）

2　この政令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二八年法律第九号）の施行の日から施行することとした。

◇建設業法施行令の一部を改正する政令（政令第一九二号）（国土交通省）

1　発注者から直接請け負う建設工事につき、特定建設業の許可を受けなければ締結し得ない下請契約の代金の額の下限を、建築一式工事にあっては四、五〇〇万円から六、〇〇〇万円に、建築一式工事以外の建設工事にあっては三、〇〇〇万円から四、〇〇〇万円に、それぞれ引き上げることとした。（第二条関係）

2　発注者から直接請け負う建設工事につき、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない下請契約の額の下限を、建築一式工事にあっては四、五〇〇万円から六、〇〇〇万円に、建築一式工事以外の建設工事にあっては三、〇〇〇万円から四、〇〇〇万円に、それぞれ引き上げることとした。（第七条の四関係）

3　工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない公共性のある工作物に関する重要な工事一件の請負代金の額の下限を、建築一式工事にあっては五、〇〇〇万円から七、〇〇〇万円に、建築一式工事以外の建設工事にあっては二、五〇〇万円から三、五〇〇万円に、それぞれ引き上げることとした。（第二七条第一項関係）

4　この政令は、平成二八年六月一日から施行することとした。

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第一九三号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正関係

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（附則第一〇条第一項関係）

二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第三条第二項関係）

三　この政令は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。

政　令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号中「第二十二条第十二号」を「第二十二条第十号」に改め、同条中第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同条第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関すること。

第二十二条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同条第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関すること。

第百三十二条中「第四条第一項第九十二号」を「第四条第一項第九十三号」に改める。

附　則

この政令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）の施行の日から施行する。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三